

高年齢者の雇用を促進するための環境整備を求める意見書（案）

働く意欲のある高年齢者がその能力を十分に発揮できる環境を整備するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日に施行された。それに伴い、従業員が 7 0 歳になるまで就業機会を確保することが事業主の努力義務となった。

我が国の就業人口は 4 5 歳以上が 5 5 % を占め、今後更に高年齢労働者の割合が高まることから、その活用が企業の労働力確保にとって重要度を増すことは確実である。

しかし、6 0 歳代後半への就業拡大には課題も多く、賃金などの処遇が定年前より大幅に悪化すれば勤労意欲が低下することは避けられず、生活の維持も困難となる。高年齢者が十分納得して働くためには、能力の発揮が評価され、反映される賃金体系の構築が喫緊の課題である。

また、高年齢者は若年世代や中年世代と比べて新しい技術等への対応が難しく、高年齢期のキャリアを見据えた能力開発の取組を進めていくことが必要である。

加えて、高年齢者には健康状態に不安を抱える人も少なくない。

7 0 歳まで、その人らしく生き生きと働き続けるためには、労使双方への支援が必要である。

よって政府は、同法の趣旨を実効あるものとするため、次の対策に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 定年の延長や定年制の廃止に向け、就業規則や賃金体系の改定に取り組む事業主に対し、技術的支援の充実を図ること。
- 2 7 0 歳就業時代を見据え、職業能力の開発とキャリア形成に取り組む労働者と、定年到達前から必要に応じて従業員のスキルの習得・向上に取り組む事業主に対する支援の充実を図ること。
- 3 加齢に伴う健康状態の変化に配慮した働き方に対応するため、中小企業者等を対象に、職場環境の整備等への補助の充実を図ること。また、時短勤務やテレワークなど、柔軟な働き方の導入について支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 森 礼子
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

新しい資本主義担当大臣